



令和2年度宮城県高等学校体育連盟 スポーツ選手強化対策事業補助金の手引き

1	(公財)宮城県スポーツ協会スポーツ選手強化対策事業補助金交付要綱	1
2	スポーツ選手強化対策事業補助金の処理フロー	5
3	基本的事項	6
4	主な変更点	7
5	スポーツ選手強化対策事業補助金執行上の注意点及び証明方法	
(1)	主な注意点	8
(2)	補助対象経費	9
(3)	運用実例及び支出の証明方法	10
6	事業実績報告書の作成方法・種類・提出先	12
7	提出書類の記載例・作成例	
	様式第2-2号	14
	様式第6-2号	15
	実施要項	16
	参加者名簿	17
	◆県内交通費受領書	18
	◆県外交通費(現地交通費)受領書	19
	自家用自動車使用簿(県外交通費)	20
	宿泊精算確認書	21
	<資料>	
	自家用車使用補助対象額	22
	一般交通機関利用補助対象額	23
	令和2年度スポーツ選手強化対策事業補助金 交付一覧表	24
	令和元年度競技力向上対策事業補助金 実績報告一覧	25

1 (公財) 宮城県スポーツ協会 スポーツ選手強化対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮城県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)は、競技力向上のため、要綱別表のとおり加盟団体(以下「補助事業者」という。)が実施するスポーツ選手強化対策事業(競技団体強化事業、高体連強化事業、中体連強化事業、強化体制構築事業、指導者育成事業、ジュニア選手トレーニングセンター事業、ジュニアスポーツパワーアップ事業以下「補助事業」という。)に要する経費について、補助事業者に対して予算の範囲以内で補助金を交付するものとし、その交付等に係る手続き等に関する基本事項は、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 要綱別表に定める各事業の経費を補助対象経費とする。

- (1) 加盟団体の運営が組織的に行われており、透明性及び公平・公正性が確保されていること。
- (2) 加盟団体の会計処理が適正に行われていること。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した補助金交付申請書(様式第1号)を会長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び代表者の氏名
- (2) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、当該補助金の交付を受けようとする事業の、事業計画書(様式2号)、事業一覧(様式2-1号)、また、その他会長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 会長は、前条の補助金交付申請者の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、補助金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事業につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 会長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定により交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は、延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業の遂行)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的、決定の内容及びこれに付された条件に従うとともに、最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に努めて事業を遂行しなければならない。

2 会長は、補助事業者の事業を支援するため、その指定する者を補助事業者に派遣し、必要な指導助言等を行うことができる。

(状況報告)

第7条 会長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることがある。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、その理由及び内容を記載した事業変更承認申請書(様式第3号)に会長が必要と認める書類を添えて会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、交付決定された補助金の額に変更をきたさない変更については、この限りでない。

(事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由及び中止する期間又は廃止する時期を記載した事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(中間検査の実施)

第10条 補助事業者は、4月から10月まで実施の事業について、当該補助事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第5-2号)に実施報告書(様式第2号)、事業一覧(様式2-1号)、実施報告書・個票(様式第6号)その他会長が必要と認める書類を添えて会長から中間検査を受けなければならない。

(事業実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は、廃止の承認を受けたときは、当該補助事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第5号)に実施報告書(様式第2号)、事業一覧(様式2-1号)、実施報告書・個票(様式第6号)その他会長が必要と認める書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事業実績報告書は、補助事業完了の日若しくは廃止の承認の日から1ヶ月を経過した日又は交付決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 会長は、前条に規定する補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、会長は、必要に応じて補助金を概算払いにより交付することができる。概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助事業者は概算払い請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用した場合
- (2) 補助金の交付の決定の内容及び、これに付した条件に違反した場合
- (3) 事業の遂行の状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- (4) その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、す

でに納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合については、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を会長の指定する銀行口座に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業の完了又は廃止した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第18条 会長は、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、県スポーツ協会事務局の職員等を補助事業者の事務局等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させるほか、関係者から事情を聴くことができる。

- 2 会長は、前項の規定による検査等により、事業が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実施細目)

第19条 この要綱に定めるほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

補助事業 今年度補助金(昨年度)	対象団体 (補助事業者)	事業の目的	内容 ※1	補助対象経費
競技団体強化事業 39,546千円 (44,070千円)	55加盟団体	(国体正式競技) 国体入賞を目指した選手強化事業 (国体外競技) 競技者の育成・普及・強化を目的とした事業	練習会 合宿 遠征 支援コーチ	交通費 宿泊費 使用料・賃借料 競技用消耗品費
高体連強化事業 15,000千円 (15,000千円)	高体連加盟 37専門部	全国大会での成果を上げることを目的とした強化事業		
中体連強化事業 3,600千円 (3,600千円)	中体連加盟 18専門部	全国大会での成果を上げることを目的とした強化事業		
強化体制構築事業 2,000千円 (2,900千円)	国体正式競技 41団体	情報分析を主とした国体・東北総体支援コーチとしての派遣事業 中堅指導者のレベルアップを目的とした事業	研修会 合宿 遠征 支援コーチ	諸謝金 交通費 宿泊費 使用料・賃借料 受講料
指導者育成事業 1,200千円 (1,200千円)		県内指導者の人材発掘・育成を目的とした事業 (若手指導者・女性指導者 等) 指導者資格取得を目的とした事業	研修会 合宿 遠征 資格取得	
ジュニア選手 トレーニングセンター事業 11,200千円 (11,200千円)	国体正式競技 17団体	ジュニア期の選手育成・強化を目的とした事業	練習会 合宿 遠征	諸謝金 交通費 宿泊費 競技用消耗品費 使用料・賃借料
ジュニアスポーツ パワーアップ事業 5,710千円 (5,660千円)	25加盟団体	ジュニア期の選手発掘・育成を目的とした事業	競技体験プログラム 競技選択プログラム スポーツ体験会	諸謝金 交通費(指導者のみ) 宿泊費(指導者のみ) 競技用消耗品費 使用料・賃借料

※1 内容の説明

練習会: 県内外問わず宿泊のない場合、練習会となる。

合宿: 県内で宿泊が伴う場合、合宿となる。その際、大会に参加していても合宿となる。

遠征: 県外で宿泊が伴う場合、遠征となる。その際、大会に参加していても遠征となる。

支援コーチ: 東北総体、国体において対象事業の目的を満たし派遣する場合、支援コーチとなる。

研修会: 各事業の目的を満たし参加、もしくは開催する場合、研修会となる。

資格取得: 東北総体、国体において監督として参加するための資格を取る場合、資格取得となる。

競技体験プログラム: アカデミー生(1年目)がさまざまな競技を体験し、適性を見極める。

競技選択プログラム: アカデミー生(2年目以降)が興味・関心を持った競技を選択し、将来の競技選択に繋げる。

スポーツ体験会: 一般県民を対象に、さまざまな競技を体験し、競技人口の拡大を図る。

2 スポーツ選手強化対策事業補助金の処理フロー

年	月	各競技専門部(34)・各競技(3)	高体連事務局	県スポーツ協会
令和 2	4	4/10：県高体連事務局へ提出 事業計画書の提出 ・様式2-2号	4/16：県スポ協へ提出 (34 専門部・3 競技分)	4/9：県高体連へ 補助金内示額の提示
	5	スポーツ選手強化対策事業事務処理説明会 (中止 (資料の送付)) ・変更点 ・事務処理上の留意点	5/中旬：県スポ協へ提出 概算払請求	5/月上旬：県高体連へ 交付決定通知 5/下旬：県高体連へ 補助金概算払い振込
	6		6/月上旬：各専門部へ 補助金概算払い振込	
	7		7/下旬：各専門部へ 中間検査①実施を通知	
	8	8/末日：県高体連へ 第1回中間検査 (4~7月実施分) ・様式6-2号 ・関係証明書類 (原本)		
	9	(中間検査の結果から、改善事項等対応)	9/中旬：第1回中間検査実施 各専門部へ ・改善事項の要望・指摘 ・様式6-2号 返却 ・関係証明書類 (原本) 返却	
	10		10/下旬：各専門部へ 中間検査②実施を通知	
	11	11/末日：県高体連へ 第2回中間検査 (8~11月実施分) ・様式6-2号 ・関係証明書類 (原本) (中間検査の結果から、改善事項等対応)	11/下旬：第2回中間検査実施 各専門部へ ・改善事項の要望・指摘 ・様式6-2号 (原本) 返却 ・関係証明書類 返却	
3	1	1/下旬：県高体連へ 最終ヒアリング実施希望日を回答	1/月上旬：各専門部へ 最終ヒアリング希望日聴取	
	2 ~ 3		2/月上旬：各専門部へ 最終ヒアリング実施日通知	
		2/中旬~3/31：最終ヒアリング実施 (4月~年度末までの全実施事業) ・様式2-2号 (専門部内検査・監査完了後・押印) ・様式6-2号 ・関係証明書類 (原本) 強化事業担当者が来局し、全ての関係書類持参		
			3/31：県スポ協へ提出 (34 専門部・3 競技分)	検査・改善事項指摘

3 基本的事項

1 補助事業

スポーツ選手強化対策事業は、次のとおりとする。

(1) 主催：宮城県高等学校体育連盟

主管：宮城県高等学校体育連盟（ ）専門部

(2) 派遣依頼などの諸文書の発信者は「各競技専門部長」とする。

その際に、「問い合わせ先」を明記すること。

(3) 実施要項・諸文書における 事業担当者は「各専門部委員長 及び 実施担当者」とする。

2 事業の実施期間

令和2年度4月1日～令和3年3月31日（年度をまたがないよう注意）。

3 補助対象経費

県スポ協補助金 (県費)	●交通費 ●宿泊費 ●使用料・賃借料 ●競技用消耗品費(単価50,000未満, 交付決定額(県費)の30% 上限。個人に帰属するものは認めない。)
高体連基礎活動費 300,000円/各専門部	上記を含む その他の全てに充当可能

各事業におけるキャンセルによる経費は、補助対象外とする。

ただし、やむを得ない事情（新型コロナウイルス等）については考慮する。←追記しています。

4 補助事業執行上の留意事項

(1) 事業に係る予算・決算は、各専門部の特別会計（又は一般会計）とし、顧問会議の議決を経て執行すること。

(2) 各事業の大幅な変更（20%以上）、又は事業の中止（廃止）、返納返金(残金)が生ずる場合は、可能な限り早期に県高体連事務局に申し出ること。

(3) 事業は、真に事業効果の期待できる事業に重点的に補助金を配分すること。日常的な練習（部活動）への補助、選手個人の練習等への補助ではなく、高体連専門部の組織的な強化推進事業に位置づけられた強化事業を対象とし、例えば、期間を設けた強化練習会、強化合宿や遠征等に補助金を充当すること。

5 経理処理

(1) スポーツ選手強化対策事業の経理事務は、他の経理のものとは別に整理すること。

①収支簿

②通帳（銀行等金融機関）

③領収書等支出を証明する書類（原本）

④当該事業に関する事業実績報告書等の一切の書類

⑤収入と支出の項目は、別紙のとおりとする。

(2) 上記に係る書類の保管期間は、事業完了後5年間とする。

4 主な変更点

1 事業実施期間及び報告期限

【県スポ協補助金（県費）】・【高体連基礎活動費】とも

事業期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日【厳守】

報告期限：令和3年3月31日（水）【厳守】

2 一般交通機関利用補助対象額

消費税率10%の金額に変更されています。

5 スポーツ選手強化対策事業補助金執行上の注意点

(1) 主な注意点

①「明細が分かるもの（請求書、レシート等）」と「領収書」を添付すること。

交通費、宿泊費、使用料等、支出項目ごとに「貼付台紙」などを活用して綴じること（下記の見本参照）。

「明細が分かるもの（請求書、レシート等）」が発行されない場合は、台紙の欄外に詳細を記載すること。※内容・単価が明記されているもの添付が望ましい。

②「領収書」の宛名は、必ず主催・主管者である「宮城県高等学校体育連盟〇〇専門部とする。

③宿泊の証明方法については、原則として宿泊施設等管理者又は取扱業者が発行する電算処理された「請求書」と「領収書」にする。

請求書に代えて、「別紙宿泊精算確認書」による提出の場合、「(1) 宿泊施設等」又は「宿泊施設担当者署名」のところに必ず宿泊施設のスタンプ等を押したうえで署名押印してもらうこと。

④宿泊施設で食事を摂らず、外食した場合の証明方法（領収書添付）を厳守すること。

⑤公共施設利用（体育館・プール・グラウンド等）の場合は、必ず「使用許可証」を添付すること。

⑥宿泊費等のキャンセル料は補助対象外とする。

⑦監督（コーチを含む）・選手以外は補助対象外とする。

⑧「謝金」については、主催者側（指導者・監督・引率・コーチ）は受け取れない。

(2) 補助対象経費

項目	運用実例	支出証明
交通費	<p>1日1人あたり上限3,000円とする。</p> <p><u>一般交通機関利用</u>： 公共交通機関利用料金往復分。</p> <p><u>自家用車使用</u>： 総距離数に20円の車賃を乗じた額。 有料道路を利用することが通常経路である場合に限り、有料道路通行料を対象とする。(上限額のほかに認める。)</p>	<p>県内交通費受領書</p>
	<p>一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性等により自家用自動車の使用も認める。</p> <p><u>一般交通機関利用</u>： 公共交通機関利用料金往復分(仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのJR料金を上限とする)。ただし、学生、生徒については学割利用料金、小学生以下は小児料金とする。 現地交通費として1人1日1,000円を上限として認める。(一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性及び会場地の立地条件等によりタクシー及びレンタカーの使用も認める)</p> <p><u>自家用車使用</u>： 仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのJR営業距離数に、宮城県旅費条例に定める車賃をかけて算出。 車両数は、各車両の乗車人員の総数が、選手及び監督のうち自家用自動車利用者数と比較して、原則2倍を越えない範囲内の台数とする。 有料道路を利用することが通常経路である場合に限り、有料道路通行料を対象とする。 利用宿泊施設において、駐車料金を徴収する場合に限り、駐車料金を対象とする。</p> <p><u>レンタカー</u>:借上げ台数は、上記自家用自動車の算出方法による。 <u>マイクロバス</u>:借上料の実費と、上記で算出した自家用自動車使用の交通費のいずれか少ない額を対象上限とする。なお、個人所有のマイクロバスの費用は自家用車使用と同様にする。 <u>貸切バス</u>:借上料の実費と、公共交通機関利用往復分(別紙「一般交通機関利用補助対象額」参照)のいずれか少ない額を対象上限とする。乗務員に係る宿泊費は補助対象とする。</p>	<p><u>一般公共交通機関</u> ↓ 県外交通費受領書</p> <p><u>自家用車使用</u> <u>マイクロバス</u> ↓ 県外交通費 (自家用車使用簿)</p> <p><u>レンタカー</u> <u>貸切バス</u> ↓ 取扱い業者が発行する明細が書かれた領収書</p>
宿泊費	<p>1泊2食(夕食・朝食)付きの宿泊費 上限10,000円とする。 宿泊施設から夕食又は朝食の提供を受けないときは、それぞれ1,500円、800円を加算する。</p>	<p>電算処理され、かつ明細が分かる領収書</p>
使用料 賃借料	<p>会場使用料(使用料金の定めのある施設に限る)及び競技用具の借上げ等。「会場使用謝礼」、「心付け」の類は補助対象とはならない。</p>	<p>領収書及び使用許可書</p>
競技用 消耗品費	<p>対象となる事業において、以下の条件で認める。</p> <p>1 単価が50,000円未満で、競技団体独自で使用するものに限る。 2 交付決定額全体の30%を上限とする。 3 個人に帰属するもの(シューズ・ユニフォーム等)は認めない。 (※ライフル射撃競技・クレール射撃競技は、下記2は適用しない。)</p>	<p>内訳(個数・単価)が明記された領収書</p>

<謝金> 1 講師は当該競技団体外の者とする。 2 講師謝金受領書の記入提出。

【参考】謝金の目安・・・県外講師：1時間当たり7,000円を上限とし、指導時間を乗じた金額
県内講師：1回につき 5,000円上限とする (県スポ協会規定)

(3) 運用実例及び支出の証明方法

【 交通費 】

令和2年4月現在

運用実例		支出の証明方法
県内	一般交通機関について 公共交通機関利用料金往復分とする。	
	自家用自動車使用について 別紙指定様式に総距離の概数を申告、これを基にkm当たり20円の車賃を乗じて算出する。(同一市町村内の移動も同様とする。) 自家用自動車の便乗者には交通費の支給を要しない。	「県内交通費受領書」 該当欄に、参加者に自筆で署名押印
	有料道路利用について 有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。	道路管理者発行の領収書 ETC支払証明書を台紙に添付
	一般交通機関について 仙台市を起点に移動する、都道府県の県庁所在地までのJR料金を上限とし、公共交通機関利用料金往復分とする。	「県外交通費受領書」 該当欄に、参加者に自筆で署名押印 または、公共交通機関又は旅行代理店が発行する請求書と領収書を台紙に添付
県外	一般交通機関利用時の現地交通費について 現地交通費として1人1日1,000円を上限として認める(一般交通機関利用を原則とするが、競技の特殊性及び会場の立地条件等によりタクシー及びレンタカーの使用も認める)。 ①一般交通機関(JR・私鉄・バス等)利用の場合 ②タクシー利用の場合 《例》1台のタクシーに4名乗車した場合は、4,000円まで利用可。それを超えた場合は参加者負担とする。 ③レンタカー利用の場合 借り上げ台数は、自家用自動車使用の算出方法による。補助対象の上限は、乗車人数×1,000円とし、それを超えた場合は参加者負担とする。	「県外交通費受領書」 該当欄に、参加者に自筆で署名押印 領収書を台紙に添付 乗車した参加者名を台紙に記入 取扱業者が発行する請求書と領収書 ガソリン代の領収書には、運転者等支払者の氏名を記載すること
	自家用自動車使用について 仙台市～県庁所在地までのJR運行区間の最短営業距離数に32円の車賃を乗じて算出する。 「別表P21・自家用車使用補助対象額参照」 車両数は種別ごとに算出し、定員の半分以上の人数が乗車するよう配車すること。 往路、復路ごとに使用する自家用自動車の乗車 《計算例》 選手・監督12人が茨城県まで自家用自動車を利用する場合、5人定員のセダン車のみで移動すると仮定すると、定員の2分の1を分母として小数点以下は切り捨てて求める。 $12 \div 2.5 \text{人} (5 \text{人} \div 2) = 4.8 \neq 4 \text{台}$ 総額 1台15,680円×4台=62,720円	「自家用自動車使用簿」 該当欄に、運転者に自筆で署名押印
	有料道路利用及び駐車料金について 有料道路を利用することが通常経路である場合に限りその料金を対象とする。 利用宿泊施設等において駐車料金を徴収する場合に限り、駐車料金を対象とする。	道路管理者発行の領収書 ETC支払証明書 宿泊施設発行の駐車料金領収書を台紙に添付
	レンタカー借り上げについて 借り上げ台数は、自家用自動車使用の算出方法による。 補助対象の上限は、借上料の実費、又は上記で算出した自家用自動車使用の交通費のいずれか少ない額とする。	取扱業者が発行する請求書と領収書 ガソリン代の領収書(対象額上限内での利用可)
	公的機関・学校等所有のマイクロバス借用について 自家用自動車使用に準じる。 なお、謝礼、心づけの類は補助対象外とする。	自家用自動車使用に準じる
	貸切バス借り上げについて 借上台数は、自家用自動車使用の算出方法による。 補助対象の上限は、借上料の実費、又は公共交通機関利用往復分のいずれか少ない額とする。(一般交通機関利用補助額参照) 乗務員に係る宿泊費は補助対象とする。	取扱業者が発行する請求書と領収書
	県外の招待チームの交通費について 基本的に県内選手が遠征する場合と同様とする。 ただし、貸切バス、レンタカー利用の場合は、債権者の請求書に基づき、主催者(競技団体)が直接支払を行なうこと。	上記に記載されている運用実例、証明方法に準じる。
	海外遠征について 目的国までの往復航空運賃及び国内交通費を対象とする。 空港使用料、搭乗者保険料等は含まない。	取扱業者が発行する請求書と領収書
	自家用自動車を使用してフェリーを利用した場合について フェリー料金を含め全て補助対象とする。 自家用自動車使用については、フェリーを降りた市町村から県庁所在地までのJR運行区間に32円を乗じた車賃の合計。(県庁所在地を基準) 有料道路通行料は別に対象とする。 例1:フェリー航路 仙台～苫小牧間(往復)の場合 フェリー料金全額 車賃 苫小牧～札幌 JR運行区間×32円 4,544円(142km) 例2:フェリー航路 青森～函館間 フェリー料金全額 仙台～青森 27,824円(交通費一覧による) 函館～札幌JR運行区間×32円 20,384円(637km)	取扱業者が発行する請求書と領収書
	補助対象について 監督(コーチ含む)・選手以外は補助対象外とする。	
	東北高校選手権大会、全国高校総体期間中の支援コーチについて 対象となる支援コーチの人数は、それぞれの大会で3名までとする。 東北高校選手権大会は、全国高校総体ブロック予選の競技・種目に限る。	自家用自動車使用の運用実例、証明方法に準じる。 車両数は、定員の半分以上の人数が乗車するよう配車すること。

【 宿泊費 】

運用事例	支出の証明方法
1泊2食(夕食, 朝食)付きの宿泊費について(限度額10,000円)	<p>※1 宿泊施設等管理者または、取り扱い業者が発行するが発行する電算処理された請求書と領収書 請求書に代えて、別紙「宿泊精算確認書」によることもできる。請求書による場合は、人数、単価等「宿泊精算確認書」の内容を備えたものとする。 領収書の金額は宿泊費と宿泊費以外の経費を分離して作成するよう依頼すること。</p>
<p>補助対象宿泊費の上限額を超える場合であっても、実際の支払額による領収書とする。 一泊の宿泊料が上限額の10,000円を超過しないこと。宿泊総数で平均して、上限額を超えなければよいというものではない。 限度額内であれば、入湯税も認める。</p> <p>夕食, 朝食を宿泊施設で摂食できずに、外食した場合等について</p> <p>夕食1,500円, 朝食800円を上限とした実費とする。 宿泊施設で摂食できない理由(月日, 人数, 参加者全員でない場合はその対象者氏名)を領収書台紙余白に明記すること。</p> <p>※グランディ21合宿所利用の特例 グランディ21合宿所の食堂は外食とは見なさない。リフレッシュプラザの食事代金(朝食・夕食)はすべて宿泊費と見なす。</p>	
学校, 企業の合宿所利用について	<p>領収書は施設管理者の発行するものとし、光熱水費及び使用料等明細書を求めること。 夕食・朝食の提供を受けた場合はその単価, 数量を明記させること。</p>
<p>謝礼は補助対象外とする。</p>	
宿泊用具の借上げについて	<p>取扱業者が発行する請求書と領収書</p>
<p>貸布団, シーツ代の賃借料は宿泊費とすることができる。</p>	
東北高校選手権大会, 全国高校総体期間中の支援コーチについて	<p>※1に準じる</p>
<p>支援コーチの人数は3名までとし、また各競技専門部強化事業総額の30%を超えないこととする。 東北高校選手権大会は、全国高校総体ブロック予選の競技・種目に限る。</p>	
県外の招待チームについて	<p>上記に記載されている運用事例, 証明方法に準じる。</p>
<p>県内選手が遠征する場合と同様とする。 手配, 支払を主催者(競技団体)が行なうこと。</p>	
海外遠征について	<p>取扱業者が発行する請求書と領収書</p>
<p>国内宿泊費及び海外での宿泊費(上限10,000円)を補助対象とする。</p>	
他県チームとの合同合宿等における証憑類について	<p>原則として、本県チームあての取扱業者等が発行する電算処理された請求書と領収書を添付する。 前述の証憑類の取得が困難な場合は、主催者が取扱業者等へ支払った総額の領収書の写しと、本県チーム負担分の領収書及び当該事業の全参加者数がわかる資料を添付する。</p>
旅行代理店発行の宿泊料の領収書について(バック料金の取扱)	
<p>クーポンを受領した場合やバック料金の場合で、宿泊施設の領収書を徴することが困難であるときは、その旨明記し、旅行代理店発行の請求書と領収書を添付すること。また、バック料金で交通費と宿泊費の内訳が分からない場合は、様式第2-2号と第6-2号に記載するとき、参加人数に別紙「一般交通機関補助対象額」を乗じ、残額が発生した場合は、その残額を宿泊費に記載すること。なお、バック料金が通常の交通費より安い場合は、その金額を補助対象上限とし、宿泊費の記載の必要はないものとする。</p>	
補助対象について	
<p>監督(コーチ含む)・選手以外は補助対象外とする。但し、貸切バス乗務員の宿泊費に関しては、補助対象とする。</p>	

【 使用料・賃借料 】

運用事例	支出の証明方法
<p>会場使用料は使用料金の定めのある施設に限る。 (「会場使用謝礼」, 「心付け」の類, 駐車場使用料は補助対象外とする。)</p>	<p>会場管理者が発行する明細が記載された領収書及び使用許可証の添付</p>

【 競技用消耗品費 】

運用事例	支出の証明方法
<p>競技用消耗品費を、以下の条件で認める。 ※ライフル射撃には、2は適用しない。 1 単価が50,000円未満のもので、競技団体独自で使用のものに限る。 2 交付決定額の30%を上限とする。 3 個人に帰属するもの(シューズ・ユニフォーム等)は認めない。</p>	<p>購入店が発行する品名及び個数が記載された請求書と領収書</p>

6 事業実績報告書の作成方法・種類・提出先

- 1 実施報告書（様式2-2）・個票（様式6-2）の『経費』欄には、**事業全体の経費を計上**すること。
対象額のみ記載や証拠書類の添付では、事業実施の報告書にはならない。事業全体の経費を記載し、その証拠書類を添付すること。
※ 学校・生徒会などへ証拠書類原本を提出しなければならない場合は、その旨を明記し、写し（コピー）を添付すること。
- 2 収入で「参加者負担金」、「その他」の経費は、様式6-2の備考欄に内訳を記載すること。
「参加者負担金」として、事業費の一部を徴収している場合は、始めにその徴収額を充当し、その後に補助金を充当すること。
- 3 実施要項には、以下の事項を記載すること【P16参照】。
①目的（練習会、合宿、遠征、大会参加等） ②主催 ③主管 ④実施期間 ⑤会場施設名
⑥宿泊施設名 ⑦日程 ⑧参加者（指導者・選手） ⑨参加者負担金の有無（充当する経費を明確にすること） ⑩問合せ連絡先
- 4 様式第2-2号、様式第6-2号における「実施形態」の区分は以下のとおりとする。
 - ・練習会 → 県内外で実施。宿泊なし。
 - ・合宿 → 県内で実施。宿泊あり。
 - ・遠征 → 県外で実施。宿泊あり。
 - ・大会参加 → 県内外で実施。宿泊は不問。大会の参加。
 - ・支援コーチ → 東北高校選手権大会（ブロック予選の場合）又は全国高校総体。
- 5 大会参加、練習会等にあつては、参考となるような対戦相手や公式記録（結果）、大会開催要項やプログラム、トーナメント表等を提出すること。
- 6 県高体連経由以外の補助金（競技団体経由の競技団体強化事業など）を併用し、事業を実施する場合は、事前に県高体連事務局へ連絡すること。
- 7 全事業終了後（県高体連下34専門部及び銃剣道・ゴルフ・ボウリング）に関係書類を高体連で一括保管する。**各専門部においては「年度ごとに領収書、通帳及び出納簿等（原本）」と「領収書、諸書類（写し）」を5年間整理保存すること。**

書類の種類	様式	作成要領	県スポ協	県高体連	
				事務局 (本部)	専門部 保管
令和2年度 高体連スポーツ選手強化対策事業 実績報告書	第2-2号	記載例を参照	写し	原本	写し
令和2年度 高体連スポーツ選手強化対策事業 実績報告書	第6-2号	記載例を参照	写し	原本	写し
実施要項(個票ごとに作成)	記載例参照	記載例を参照	写し	原本	写し
参加者名簿(個票ごとに作成)	記載例参照	記載例を参照	写し	原本	写し
領収書等支出を証明する書類 (個票ごと、支出項目ごとに編綴すること)	任意	補助対象経費の運用実例及び支出の照明方法を参照	写し	原本	写し
出納簿(収支簿)	任意	専門部による	写し	写し	原本
通帳(銀行等金融機関)	任意	補助金の流れが分かるもの 専門部による	写し	写し	原本

各専門部での検査方法

中間検査等の提出時には、各専門部で精査した証として、「赤ペン」にて各項目（個票「様式6-2号」の各項目並びに「証明書類（領収書等）」に「レ印」を付けるものとする。

（第1審：各専門部・第2審：高体連事務局）

7 提出書類の記載例・作成例

(様式第2-2号)

確認欄	県高体連理事長	県高体連事務局長	専門部委員長	専門部強化委員長	監事氏名
	✕	✕	●	●	●●●●●

県高体連事務局で対応

記載者の押印を忘れずに

上段: 部長名の自筆署名・私印の押印。
(計画書の際は不要。シャチハタ不可)
下段: 未記入。県高体連事務局で対応。

令和2年度 高体連スポーツ選手強化対策事業 事業計画書・実施報告書

団体名	高体連	競技専門部名	●●●	記載者氏名 強化会計担当者	利府 太郎	作成	(1枚中の1枚)
				連絡先	電話	令和 年 月 日	

項目	整理番号						合計	総合計
		1	2	3	4	5		
内容	実施形態	合宿	遠征	練習会				
	期日	開始	7月22日(日)	8月1日(水)	3月24日(日)	月 日()	月 日()	
		終了	7月23日(月)	8月1日(水)	3月28日(木)	月 日()	月 日()	
	会場	新潟県	秋田県	東京都				
担当責任者氏名	利府太郎	仙台次郎	宮城花子					
収入	補助金充当額 (A)	250,000	250,000	228,000			728,000	728,000
	高体連基礎活動費	100,000	100,000	100,000			300,000	300,000
	競技団体の拠出金						0	0
	参加者負担金	50,000	30,000	72,000			152,000	152,000
	その他	2,000	0	2,000			4,000	4,000
	合計 (C)	402,000	380,000	402,000	0	0	1,184,000	1,184,000
経費支出	交通費	276,000	210,000	230,000			716,000	716,000
		150,000	180,000	100,000			430,000	430,000
	宿泊費	108,000	0	120,000			228,000	228,000
		100,000	0	120,000			220,000	220,000
	使用料・賃借料		30,000				30,000	30,000
			20,000				20,000	20,000
	競技用消耗品費		80,000	8,000			88,000	88,000
		(A)と(B)は同じ金額	50,000	8,000			58,000	58,000
	謝金	(C)と(D)は同じ金額	20,000				20,000	20,000
	食糧費	12,000	15,000				27,000	27,000
	参加料・負担金		5,000				5,000	5,000
	スポーツ保険料	6,000	20,000				26,000	26,000
	事務費雑費						0	0
その他						0	0	
合計 (D)	402,000	380,000	402,000	0	0	1,184,000	1,184,000	
補助金充当額 (B)	250,000	250,000	228,000	0	0	728,000	728,000	

記載者の押印を忘れずに

上段に総経費,
下段に補助金充当額を記入する。

上段は、総経費の支出の合計で、収入の合計と一致する。

下段は補助金充当額の合計で、収入の補助金充当額と一致する。(網掛け部分の計)

注) 網掛け以外の欄には事業に係る経費を記入し、網掛けの欄には「補助金充当額」を記入すること。

(様式第6-2号)

専門部内の通し番号

団体名	高体連	専門部名	●●●
-----	-----	------	-----

整理番号	1
------	---

令和 2 年度 高体連スポーツ選手強化対策事業 実施報告書・個票

【概要】

期日	開始日	令和2年 7 月 22 日 (水)	期間	1泊2日	形態	練習会・合宿・遠征 大会参加・支援コーチ
	終了日	令和2年 7 月 23 日 (木)		(のべ日)		
会場	新潟県総合体育館					
実施内容	○○強化合宿 簡潔に記入。 実施内容は競技会名等を記入。					

練習会の場合は、のべ日数を記載する。同一メンバー、同一会場で実施したものは、1つの個票で報告できる。

【経費】

	項目	総経費	補助対象経費	備	
収 入	補助金充当額	(A) 250,000	(A)と(B)は同じ金額	宿泊なし(県内・県外)⇒練習会 宿泊ありの県内事業⇒合宿 宿泊ありの県外事業⇒遠征	
	高体連基礎活動費	100,000			
	競技団体の拠出金	0			
	参加者負担金	50,000			¥5,000×10名
	その他	2,000			部費より補填
	合計	(C) 402,000	(C)と(D)は同じ金額		
支 出	交通費	276,000	150,000	(目的地)単価×人数 仙台駅～○○駅(東北井新幹線) ¥23,000×12名(新幹線乗車代及び特急券)	
	宿泊費	108,000	100,000	単価(上限10,000円)×人数×泊数 ¥9000×12名(△△ホテル宿泊代)	
	使用料・賃借料	0	0	使用施設名	
	競技用消耗品費	0	0	(購入品目)単価×個数	
	謝金	0	0		
	食糧費	12,000		7/22昼食代¥1,000×12名	
	参加料・負担金	0		太枠部分の備考欄は、必ず記入すること。	
	スポーツ保険料	6,000		保険料¥500×12名	
	事務費雑費	0			
	その他	0			
合計	(D) 402,000	(B) 250,000			

事業費の全ての金額を記入。

補助金(県費)充当額をそれぞれの項目に金額を記入。

【成果】

主力選手以外にも、サブメンバーを起用する機会を増やしたことによって、チーム全体のボトムアップができた。今後は、ここ一番での勝負事を乗り越えられる精神力と状況判断を養っていきたい。

必ず記載する

記載者	氏名	利府 太郎
	連絡先	宮城県宮城総合高等学校
	電話	012-345-7890 FAX 012-345-7800

【重要】所属長・本人・保護者へ提示が必須

令和〇〇年度宮城県高等学校体育連盟〇〇〇専門部 スポーツ選手強化事業
実施要項

- 1 目的 全国高等学校体育大会で優秀な成績を収めるため、強化指定選手対象にした強化合宿を実施する。
- 2 主催 宮城県高等学校体育連盟
- 3 主管 宮城県高等学校体育連盟●●●専門部
- 4 期日 令和〇〇年〇月〇〇日（×）～〇〇日（×）
- 5 会場 〇〇市立体育館（〇〇県〇〇市×丁目××-××）
- 6 宿泊 〇〇ホテル（〇〇県〇〇市〇×丁目××-× TEL×××-×××-××××）
- 7 日程

会場及び宿泊先は、住所等も記入する。

〇月〇〇日（×）	〇月〇〇日（×）
8:30 JR 仙台駅集合	7:00～ 起床・朝食
9:00～11:30 移動	9:00～9:30 会場へ移動
11:30～12:00 ホテルチェックイン	9:30～12:00 練習
12:00～13:00 昼食・会場へ移動	12:00～13:00 休憩・昼食
13:00～17:30 練習試合	13:00～16:00 練習試合
18:00～19:00 夕食	16:00～16:30 反省会
19:00～20:00 ミーティング	16:30～17:00 JR〇〇駅へ移動
	17:00～19:30 JR 仙台駅着・解散

8 参加指導者及び選手

- 監督 宮城 太郎（株式会社 宮城商事）
- 監督 角田 一郎（〇〇高校）
- 選手 仙台 二郎（××高校）
- 選手 名取 三郎（△△大学）

（※多数の場合、宿泊数や行程等がそれぞれ違う場合は、「別表に記載」と記載し、参加者名簿を作成する）P17 参照

充当する経費を確実に記載すること。

9 参加経費

- （例1）参加者は食費の一部として5,000円を納入すること。その他の経費は主催者が負担する。
- （例2）主催者は、交通費・宿泊費を負担する。その他の経費は自己負担とする。
- （例3）経費については、主催者が負担する。

10 その他

問合せ・緊急連絡先

- 宮城県高等学校体育連盟〇〇〇専門部 委員長 宮城太郎
宮城県〇〇高校 TEL ×××-×××-××××
携帯 ×××-×××-××××
- 宮城県高等学校体育連盟〇〇〇専門部 強化委員長 仙台太郎
宮城県〇〇高校 TEL ×××-×××-××××
携帯 ×××-×××-××××

事件・事故や不測の事態に備え、記入必須。

【例1:遠征等宿泊を伴う場合】

参加者名簿 (個票 整理番号 ○ 号)					実施形態		遠 征	
開始日 令和〇〇年 5月 3日					終了日 令和〇〇年 5月 5日			
宿泊施設		〇〇ホテル(〇〇県××市)						
No	区 分	氏 名	所 属	居住地	宿 泊		備 考	
					5月3日	5月4日		
1	指導者	宮城 太郎	〇〇高(教)	青葉区本町	○	○	監督	
2	指導者	角田 一郎	〇〇高(教)	石巻市	○	○	アシスタント・コーチ	
3	選手	仙台 二郎	△△高3年	名取市	○	○	夕食は外食、朝食はコンビニで購入(全員)	
4	選手	名取 三郎	△△高3年	北上市			帰省先(宮城野区〇〇町)から通い 宿泊なし	
5	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	鳴子町	○	○	参加形態が異なるものは、その内容を備考欄に記載すること。(宿泊なし、交通費支給なし、自家用車使用、2日目から参加等)	
6	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	太白区	○	○		
7	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	泉区	○	○		
8	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	名取市	○	○		
9	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	石巻市	○	○	自家用自動車便乗	
10	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	大阪市	○	○	前日帰省地に到着、気仙沼から参加	
11	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	気仙沼市		○	2日目から参加	

氏名だけではなく、必ず所属も記載する。

記載すべき事項：
 参加した選手・指導者全員の氏名・所属・居住地、
 宿泊の有無及び宿泊施設名、県外指導者及び選手の移動日、
 県内滞在地（自宅、旅館等及び所在地）等

【例2:練習会等の場合】

参加者名簿 (個票 整理番号 ○ 号)					実施形態				練 習 会	
開始日 令和〇〇年 5月 2日					終了日 令和〇〇年 5月 9日 (述べ4日)					
練習会場		〇〇体育館(仙台市青葉区〇〇××)								
No	区 分	氏 名	所 属	居住地	練 習 日					
					5月2日	5月4日	5月6日	5月9日		
1	指導者	宮城 太郎	〇〇高(教)	仙台市青葉区	○	○	○	○	監督	
2	指導者	角田 一郎	〇〇高(教)	石巻市	○	○	○	○	アシスタント・コーチ	
3	選手	仙台 二郎	△△高3年	仙台市青葉区	○	○	○	○		
4	選手	名取 三郎	△△高3年	名取市	○	○	○	○		
5	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	仙台市宮城野区	○	○	×	○	5/6 体調不良のため欠席	
6	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	仙台市太白区	○	○	○	○		
7	選手	〇〇 〇〇	△△高3年	仙台市泉区	○	○	○	○		
8	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	多賀城市	○	○	○	○		
9	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	塩釜市	○	○	○	○		
10	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	白石市	○	○	○	×	5/9 学校行事のため欠席	
11	選手	〇〇 〇〇	△△高2年	白石市	○	○	○	×	5/9 学校行事のため欠席	

県内交通費受領書

宮城県高等学校体育連盟 会長 殿

20 年 月 日～20 年 月 日実施の事業に係る交通費として、頭書の金額を受領しました。

記載例

番号	指導者 選手	氏名	住所	目的地(会場名)		移動内容(電車・バス)		移動内容(電車・バス)		移動内容(電車・バス)		移動内容(自動車使用)		支給額	受領印
				移動区間	移動区間	移動区間	移動区間	移動区間	移動区間	走行距離	車賃	有料道路 有料			
1	指導者	宮城 一郎	仙台市青葉区本町 三丁目7-1	-	日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	113.6 km	2,272 円	1,220 円	3,492 円	宮城	
2	選手	宮城 二郎	仙台市青葉区本町 三丁目7-2	仙台 - 石巻	3 日 × 1,680 円	石巻 - 沢田	3 日 × 400 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円	6,240 円	宮城	
3	選手	宮城 三郎	仙台市青葉区本町 三丁目7-3	仙台 - 石巻	日 × 1,680 円	石巻 - 沢田	日 × 400 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円	2,080 円	宮城	
4					日 × 円		日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
5															
6					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
7					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
8					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
9					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
10					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
11					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			
12					日 × 円	-	日 × 円	日 × 円	日 × 円	km	円	円			

有料道路を使用した場合は領収書を添付

上限1日につき、3,000円(有料道路料金は別)

1日だけの場合は、記入しない

本人の受領印忘れずに！！

合計 ¥11,812

県外交通費受領書

(公共交通機関利用)

記載例

宮城県高等学校体育連盟 会長 殿

20 年 月 日～20 年 月 日 実施の事業に係る交通費として、頭書の金額を受領しました。

現地交通費の上限
1日1,000円

個票整理番号	氏名	目的地 (会場名)		水戸市(総合運動公園体育館)		宿泊地 (ホテル名)	水戸市				
		移動内容(電車・バス)	金額	移動内容(電車・バス)	金額						
1	宮城 一郎	仙台 - 水戸	27,700 円	移動内容(電車)	金額	水戸駅 - 会場	3000 円	支給額	30,700	受領印	宮城
2	宮城 二郎	仙台 - 水戸	24,660 円	移動内容(電車)	金額	水戸駅 - 会場	3000 円	支給額	27,660	受領印	宮城
3	宮城 三郎	仙台 - 水戸	12,330 円	移動内容(電車)	金額	水戸駅 - 会場	2000 円	支給額	16,730	受領印	宮城
4		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
5		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
6		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
7		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
8		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
9		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
10		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
11		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	
12		仙台 - 水戸		移動内容(電車)	金額			支給額	0	受領印	

電車・新幹線運賃の明細または領収書添付

バス運賃の明細または領収書添付

タクシーの領収書添付

本人の受領印忘れずに！！

合計 ¥75,090

記載例

実績報告書・個票整理番号【 1 】 自家用自動車使用簿(県外交通費)

競技団体名: ○○専門部

大会名	種別・種目		選手・監督(指導者)数		車両数		1枚中 1枚目	
	岩手 都 県	花巻 市 町	会場名	花巻総合体育館		車両数		1
自家用車使用の理由 (具体的に記載すること)								
No.	運 転 者 等 氏 名	使用年月日 運 行 時 間	車名, 乗車人数 等	有料道路通行料 及び駐車料	利用者氏名(運転者を含む)	支払額 受領印	備 考	
1	宮城 太郎	〇〇年7月19日 13時00分から	車名 トヨタ アクア	有料道路通行料 (区間) 仙台宮城～花巻南 3,550円×2	監督 宮城 太郎	車賃 11,744円 有料道路通行料 及び駐車料合計 8,100円 合計額 円		
	保有者氏名		駐車料 (宿泊施設名) ホテル花巻	選手 仙台 四郎	19,844円 受領日, 印 ●●●● 16. 7. 31			
	運転者と同じ	乗車人数 (運転者含む) 3 人	有料道路通行料 (区間) 2 日 1,000 円	選手 名取 三郎		車賃 16,731円		
2	保有者氏名	年 月 日 時 分から	乗車定員 人	駐車料 (宿泊施設名)	計(頁ごと)	19,844円	受領日, 印	自筆で署名, 押印すること。
		年 月 日 時 分まで	乗車人数 (運転者含む) 人	有料道路通行料 (区間)				
			乗車人数 (運転者含む) 人	駐車料 (宿泊施設名)				
3	保有者氏名	年 月 日 時 分から	乗車定員 人	有料道路通行料 (区間)	計(頁ごと)	19,844円	受領日, 印	頁の合計を記載すること。
		年 月 日 時 分まで	乗車人数 (運転者含む) 人	駐車料 (宿泊施設名)				
			乗車人数 (運転者含む) 人	駐車料 (宿泊施設名)				

記 載 例

※宿泊施設の発行する請求書で明細が確認できる場合は不要です。

宿 泊 精 算 確 認 書

(1) 宿泊施設等

宿泊施設名	××ホテル		
住所・郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市××24-34	電話番号	×××-×××-××××
専門部名	〇〇〇専門部		
宿泊責任者名	宮城 太郎	電話番号	×××-×××-××××
		FAX番号	×××-×××-××××

(2) 宿泊実績・請求金額

宿泊日 (曜日)	食事形態別宿泊人員				記事欄
	1泊2食	1泊朝食	1泊夕食	素泊り	
5/〇〇 (金)	11名	名	名	名	
5/〇〇 (土)	11名	名	名	名	
/ ()	名	名	名	名	
/ ()	名	名	名	名	
/ ()	名	名	名	名	
/ ()	名	名	名	名	
延べ宿泊人員 計 a	22名	名	名	名	
宿泊料金 (税込み) 単価 b	9,450円	円	円	円	
宿泊料金 小計 a × b	207,900円	円	円	円	
①宿泊料金合計	207,900円				
②上記の宿泊料金以外の料金 (内訳: 昼食, 休憩料金, 飲食物, 会議室借上料等)					円
③宿泊取消料 (内訳)					円
合計領収額(①+②+③)					207,900円

上記の内容に相違ありません。

令和〇〇年 5月××日

宿泊責任者署名

宿泊施設等のスタンプ等を
押印してもら

宿泊施設署名

株式会社××ホテル&リゾート
× × ホテル
〇〇県〇〇市××24-34
TEL ×××-×××-××××

宮 城 太 郎

(印)

宿泊担当 〇〇 〇〇

(印)

資料

自家用車使用補助対象額 (令和2年4月現在)

公益財団法人宮城県スポーツ協会事務局作成

No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
1	北海道	855.2	八戸, 函館	1,710	54,720
2	青森県	376.1		752	24,064
3	岩手県	183.5		367	11,744
4	宮城県				
5	秋田県	267.2	北上, 横手	534	17,088
6	山形県	62.8		125	4,000
7	福島県	79.0		158	5,056
8	茨城県	245.4		490	15,680
9	栃木県	242.3		484	15,488
10	群馬県	353.1	小山	706	22,592
11	埼玉県	327.6		655	20,960
12	千葉県	372.9	土浦, 柏	745	23,840
13	東京都	351.8		703	22,496
14	神奈川県	380.6		761	24,352
15	山梨県	485.9		971	31,072
16	新潟県	249.8	山形, 米沢	499	15,968
17	富山県	503.9	山形, 新潟	1,007	32,224
18	石川県	563.3	山形, 新潟 富山	1,126	36,032
19	福井県	640.0	山形, 新潟 富山	1,280	40,960
20	長野県	461.1	山形, 新潟	922	29,504
21	岐阜県	748.1		1,496	47,872
22	静岡県	532.0		1,064	34,048
23	愛知県	717.8		1,435	45,920
24	三重県	717.8		1,435	45,920

No.	都道府県名	片道距離	経由	往復距離	交通費
25	滋賀県	797.6	新潟, 富山	1,595	51,040
26	京都府	788.1	新潟, 富山	1,576	50,432
27	大阪府	830.9	新潟, 富山	1,661	53,152
28	兵庫県	864.0	新潟, 富山, 大阪	1,728	55,296
29	奈良県	829.8	新潟, 富山, 京都	1,659	53,088
30	和歌山県	903.2	新潟, 富山, 大阪	1,806	57,792
31	鳥取県	1,041.6	新潟, 富山, 京都	2,083	66,656
32	島根県	1,195.4	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,390	76,480
33	岡山県	1,007.4	新潟, 富山, 京都	2,014	64,448
34	広島県	1,168.7	新潟, 富山, 京都	2,337	74,784
35	山口県	1,314.2	新潟, 富山, 京都	2,628	84,096
36	徳島県	1,153.7	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,307	73,824
37	香川県	1,079.2	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,158	69,056
38	愛媛県	1,221.8	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,443	78,176
39	高知県	1,186.7	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,373	75,936
40	福岡県	1,449.4	新潟, 富山, 京都, 岡山	2,898	92,736
41	佐賀県	1,503.0	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,006	96,192
42	長崎県	1,603.3	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,206	102,592
43	熊本県	1,567.8	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,135	100,320
44	大分県	1,515.1	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,030	96,960
45	宮崎県	1,722.1	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,444	110,208
46	鹿児島県	1,769.7	新潟, 富山, 京都, 岡山	3,539	113,248
47	沖縄県				

「片道距離」は仙台～県庁所在地までのJR営業距離数で、最短の路程(経由地参照)による。

この表は、競技の特殊性により自家用自動車をやむを得ず使用した場合に使用すること。

資料

一般交通機関利用補助対象額（令和2年4月現在）

宮城県(仙台)から各都道府県(都道府県庁所在地)までの「往復料金」

(単位:円)

No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
1	北海道	45,440	40,600	22,720
2	青森県	22,840	20,280	11,420
3	岩手県	13,580	12,200	6,780
4	宮城県			
5	秋田県	21,120	18,920	10,560
6	山形県	2,340	2,340	1,160
7	福島県	6,420	6,420	3,200
8	茨城県	28,860	25,780	14,420
9	栃木県	17,140	15,320	8,560
10	群馬県	28,960	26,180	14,460
11	埼玉県	21,740	19,440	10,860
12	千葉県	23,920	21,280	11,960
13	東京都	22,820	20,400	11,400
14	神奈川県	23,920	21,280	11,960
15	山梨県	28,860	25,780	14,420
16	新潟県	39,540	35,620	19,740
17	富山県	43,280	39,140	21,620
18	石川県	45,020	40,740	22,480
19	福井県	48,060	43,520	24,000
20	長野県	33,360	30,000	16,660
21	岐阜県	41,900	37,620	20,940
22	静岡県	34,000	30,560	17,000
23	愛知県	41,240	37,100	20,620
24	三重県	43,180	38,560	21,580

No.	都道府県名	一般料金	学割料金	小児料金
25	滋賀県	45,840	41,140	22,900
26	京都府	45,440	40,820	22,700
27	大阪府	46,100	41,340	23,040
28	兵庫県	46,980	42,080	23,480
29	奈良県	46,100	41,340	23,040
30	和歌山県	48,940	43,920	24,460
31	鳥取県	55,440	49,620	27,720
32	島根県	56,900	51,000	28,440
33	岡山県	51,540	46,160	25,760
34	広島県	55,320	49,420	27,660
35	山口県	60,780	54,520	30,380
36	徳島県	55,760	49,880	27,860
37	香川県	52,620	47,020	26,300
38	愛媛県	58,300	52,160	29,120
39	高知県	57,420	51,420	28,700
40	福岡県	63,000	56,260	31,480
41	佐賀県	66,680	59,760	33,320
42	長崎県	69,960	62,600	34,960
43	熊本県	71,480	64,260	35,720
44	大分県	67,660	60,700	33,820
45	宮崎県	83,880	75,680	41,940
46	鹿児島県	78,340	70,540	39,160
47	沖縄県	134,620	134,620	67,310

※上記対象額に現地交通費として1日につき、1人1,000円を上限として加算することができる。

※ 47 沖縄県は「航空運賃」とする。

※ 学割料金は、「中学生、高校生、大学生、専修・各種学校生」を対象とする。

※ 小児料金は、「小学生」を対象とする。但し、航空運賃は「11歳以下」を対象とする。

※ 片道利用の場合は、該当する料金の半額を補助対象とする。

令和2年度スポーツ選手強化対策事業補助金 交付一覧

(単位：円)

No.	専門部	(内訳)		総額	No.	専門部	(内訳)		総額
		県スポ協補助金	高体連基礎活動費				県スポ協補助金	高体連基礎活動費	
1	陸上競技	1,449,000	300,000	1,749,000	20	レスリング	90,000	300,000	390,000
2	バレーボール	938,000	300,000	1,238,000	21	ヨット	129,000	300,000	429,000
3	バスケットボール	1,318,000	300,000	1,618,000	22	ウェイトリフティング	1,450,000	300,000	1,750,000
4	ソフトテニス	1,117,000	300,000	1,417,000	23	登山	161,000	300,000	461,000
5	サッカー	1,506,000	300,000	1,806,000	24	弓道	488,000	300,000	788,000
6	ラグビー	206,000	300,000	506,000	25	ボクシング	40,000	300,000	340,000
7	卓球	341,000	300,000	641,000	26	スキー	59,000	300,000	359,000
8	ハンドボール	308,000	300,000	608,000	27	スケート	229,000	300,000	529,000
9	柔道	242,000	300,000	542,000	28	空手道	112,000	300,000	412,000
10	相撲	29,000	300,000	329,000	29	ホッケー	179,000	300,000	479,000
11	体操	324,000	300,000	624,000	30	なぎなた	30,000	300,000	330,000
12	バドミントン	748,000	300,000	1,048,000	31	カヌー	682,000	300,000	982,000
13	ソフトボール	498,000	300,000	798,000	32	アーチェリー	39,000	300,000	339,000
14	ボート	175,000	300,000	475,000	33	少林寺拳法	123,000	300,000	423,000
15	自転車競技	331,000	300,000	631,000	34	ライフル射撃	166,000	300,000	466,000
16	水泳	417,000	300,000	717,000	35	ゴルフ	70,000	0	70,000
17	剣道	250,000	300,000	550,000	36	ボウリング	70,000	0	70,000
18	テニス	235,000	300,000	535,000	37	銃剣道	70,000	0	70,000
19	フェンシング	381,000	300,000	681,000	総額		15,000,000	10,200,000	25,200,000

令和元年度宮城県高等学校体育連盟競技力向上対策事業 実績報告一覧表

No.	種目	交付額	高体連基礎活動費			収入			支出										支出合計
			補助金充当額	高体連基礎活動費	競技団体拠出金	参加費負担金	その他	収入合計	交通費	宿泊費	雇用料・賃料等	競技用消耗品	謝金	食糧費	負担金・受講料	スポーツ保険料	事務経費	その他	
1	陸上競技	1,498,000	300,000	300,000	11,829	476,000	0	2,285,829	219,330	987,750	117,600	309,972	95,000	178,530	168,000	42,800	3,980	162,907	2,285,829
2	バレーボール	738,000	300,000	300,000	0	14,000	76,114	1,128,114	239,094	788,100	117,600	182,980	0	0	0	0	0	1,128,114	1,128,114
3	バスケットボール	1,153,000	300,000	300,000	0	77,650	1,310,340	2,840,990	86,740	2,803,600	0	0	0	0	0	0	0	2,840,990	2,840,990
4	ソフトテニス	1,108,000	300,000	300,000	0	13,899	1,421,700	1,421,700	697,040	699,000	472,700	250,000	0	0	0	0	0	1,421,700	1,421,700
5	サッカー	1,584,000	300,000	300,000	0	1,080,700	1,304,547	4,269,247	22,800	635,000	0	0	0	0	0	0	0	4,269,247	4,269,247
6	ラグビー	163,000	300,000	300,000	0	236,470	699,470	699,470	22,800	140,200	0	0	0	0	0	0	0	699,470	699,470
7	卓球	337,000	300,000	300,000	0	155,000	820,028	820,028	236,350	196,018	16,380	61,560	0	0	0	0	0	820,028	820,028
8	ハンドボール	282,000	300,000	300,000	0	43,000	134,433	739,433	92,000	170,000	0	0	0	0	0	0	0	739,433	739,433
9	柔道	214,000	300,000	300,000	0	24,380	538,380	538,380	41,780	56,000	0	0	0	0	0	0	0	538,380	538,380
10	相撲	27,000	300,000	300,000	1,598	64,500	393,098	393,098	109,348	235,750	0	0	0	0	0	0	0	393,098	393,098
11	体操	323,000	300,000	300,000	0	100,000	119,795	842,795	541,720	251,075	0	0	0	0	0	0	0	842,795	842,795
12	バドミントン	721,000	300,000	300,000	0	560,500	19,367	1,600,867	316,300	6,700	0	0	0	0	0	0	0	1,600,867	1,600,867
13	ソフトボール	359,000	300,000	300,000	0	301,500	222,500	1,183,000	1,292,740	321,938	0	0	0	0	0	0	0	1,183,000	1,183,000
14	ボート	181,000	300,000	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	自転車競技	317,000	300,000	300,000	32,247	60,000	393,747	393,747	43,867	288,000	10,080	0	0	0	0	0	0	393,747	393,747
16	水泳	609,000	300,000	300,000	182,863	468,000	1,559,863	1,559,863	670,200	116,400	330,000	11,361	48,000	302,271	13,073	10,694	9,539	1,559,863	1,559,863
17	剣道	209,000	300,000	300,000	0	270,000	786,600	786,600	509,600	106,400	0	0	0	0	0	0	0	786,600	786,600
18	テニス	246,000	300,000	300,000	492,547	650,000	120	1,688,667	491,630	225,600	403,440	401,500	72,000	76,331	15,200	2,966	0	1,688,667	1,688,667
19	アエリンピック	213,000	300,000	185,700	0	24,000	480,317	480,317	7,300	439,017	0	0	0	0	0	0	0	480,317	480,317
20	レスリング	94,000	300,000	300,000	4,472	39,000	437,472	437,472	86,672	340,800	0	0	0	0	0	0	0	437,472	437,472
21	ヨット	95,000	300,000	300,000	18,180	31,180	499,120	499,120	320,305	74,221	3,050	81,150	0	0	0	0	0	499,120	499,120
22	ウエイトリフティング	1,360,000	300,000	300,000	1,553	384,000	2,058,553	2,058,553	531,880	1,329,630	0	0	0	0	0	0	0	2,058,553	2,058,553
23	登山	171,000	300,000	300,000	0	0	471,000	471,000	253,388	47,654	35,200	0	0	0	0	0	0	471,000	471,000
24	弓道	506,000	300,000	300,000	6,828	0	812,828	812,828	215,040	429,168	102,620	0	0	0	0	0	0	812,828	812,828
25	ボクシング	43,000	300,000	300,000	0	0	343,000	343,000	200,000	306,000	0	0	0	0	0	0	0	343,000	343,000
26	スキー	58,000	300,000	300,000	0	151,500	502	510,002	81,088	305,220	0	0	0	0	0	0	0	510,002	510,002
27	スケート	272,000	300,000	300,000	0	213,008	785,410	785,410	107,912	47,641	90,251	0	0	0	0	0	0	785,410	785,410
28	空手道	117,000	300,000	300,000	0	70,000	83,740	570,740	354,380	216,860	0	0	0	0	0	0	0	570,740	570,740
29	なぎなた	179,000	300,000	300,000	0	162,800	97,370	739,170	560,420	178,750	0	0	0	0	0	0	0	739,170	739,170
30	なぎなた	41,000	250,337	250,337	0	0	291,337	291,337	252,460	38,877	0	0	0	0	0	0	0	291,337	291,337
31	カヌー	1,168,000	300,000	300,000	0	340,000	1,808,000	1,808,000	183,885	920,400	0	63,714	169,688	330,500	16,800	1,296	121,716	1,808,000	1,808,000
32	アーチェリー	49,000	300,000	300,000	0	0	342,240	342,240	19,040	196,400	0	0	0	0	0	0	0	342,240	342,240
33	少林寺拳法	220,000	300,000	300,000	0	125,850	645,850	645,850	168,350	428,800	0	0	0	0	0	0	0	645,850	645,850
34	ライフル射撃	155,000	300,000	300,000	0	11,000	466,000	466,000	0	459,810	3,600	0	0	0	0	0	0	466,000	466,000
35	ゴルフ	70,000	300,000	300,000	0	275,000	377,168	377,168	8,900	106,656	128,100	0	0	0	0	0	0	377,168	377,168
36	ボウリング	70,000	300,000	300,000	0	0	11,000	11,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000	11,000
37	銃剣道	70,000	300,000	300,000	0	10,215	90,215	90,215	82,470	14,235	0	0	0	0	0	0	0	90,215	90,215
合計		15,000,000	10,200,000	14,744,500	9,461,524	762,038	34,931,140	34,931,140	3,433,311	19,189,751	2,007,309	1,179,237	422,500	1,805,695	661,100	149,253	52,293	513,466	14,744,500

スポーツ選手強化対策 事業各種様式ダウンロード先

宮城県高等学校体育連盟HP < ダウンロード

< 専門部関係 < スポーツ選手強化対策事業関係

◆スポーツ選手強化対策事業関係				
内	容	様式	記入例	掲載日
	競技力向上対策事業補助金の手引き			R2.04.14
	様式2-2号(一覧表)			R2.04.14
	様式6-2号(個票)			R2.04.14
	参加者名簿			R2.04.14
	県内交通費受領書			R2.04.14
	県外交通費受領書			R2.04.14
	自家用車自動車使用簿			R2.04.14
	宿泊精算確認書			R2.04.14
	証明書類貼付台紙			R2.04.14
	自家用車使用・一般交通機関利用時補助対象額一覧			R2.04.14



宮城県高等学校体育連盟事務局

〒981-0133

宮城郡利府町青葉台1-1-1

(宮城県利府高等学校内：第1体育館)

022-349-0550 (TEL)

022-349-0552 (FAX)

<http://www.miyagi-koutairen.jp/>

jimukyoku@miyagi-koutairen.jp